

第三十八回 参議院文教委員会會議録第九号

昭和三十六年三月九日(木曜日)

午前十一時一分開会

委員の異動

三月七日委員井川伊平君辭任につき、その補欠として杉原荒太君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 平林 剛君
理事 北畠 教真君
近藤 鶴代君
野本 品吉君
豊瀬 慎一君

委員

小幡 治和君
下條 康麿君
杉浦 武雄君
高橋進太郎君
千葉千代世君
矢嶋 三義君
柏原 ヤス君
常岡 一郎君

國務大臣

文部大臣 荒木萬壽夫君

政府委員

文部政務次官 瀧田 彌三君
文部省初等中等教育局長 内藤馨三郎君
文部省体育局長 杉江 清君
文部省管理局長 福田 繁君
事務局側 常任委員 工榮 英司君
会専門員 本多 武雄君

説明員

警察庁警備局 警備第一課長 本多 武雄君

本日の會議に付した案件

○教育職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○教育、文化及び學術に関する調査(昭和三十六年度文教関係予算に関する件)

(当面の文教政策に関する件)

○委員長(平林剛君) ただいまより文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動につき御報告いたします。去る三月七日、井川伊平君が委員を辭任され、その補欠として杉原荒太君が委員に選任されました。以上であります。

○委員長(平林剛君) 次に、委員長及び理事打合会の経過につき、御報告申し上げます。

開会前の理事会におきまして協議の結果、本日は、まず、一昨七日日本委員会に予備付託となりました教育職員免許法等の一部を改正する法律案につき文部大臣より提案理由の説明を聴取し、次いで当面の文教政策に関する調査を進めることといたしました。

なお、明日は午後一時より委員会を開会し、就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び修学旅行費の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案及び盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案、以上二法案を議題とし、審議をいたすことになりました。

以上、理事会決定通り審議いたしました。

参りたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(平林剛君) 御異議ないと認め、さうして進めて参ります。

なお、本日は前回の委員会におきまして御案内の通り、午後二時より国立近代美術館の視察を行なうこととなっており、この点御配慮の上審議いたされるよう希望いたします。

それでは、教育職員免許法等の一部を改正する法律案を議題とし、文部大臣より提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) このたび政府から提出いたしました教育職員免許法等の一部を改正する法律案につきましては、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

教育職員免許法は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上をはかるために制定されたものでありまして、施行以来すでに十余年を経過いたしております。その間、同法の施行後の実情にかんがみ、制度の内容に改善を加え、またはその簡素化をはかる等、教育現場の実態に即応させることも、同法の趣旨の実現を期するため、すでに五回にわたり改正をいたして参りました。

このたびの改正案は、中学校等の教育課程の改訂に伴う教科の改正に対応して、これらの学校の教員の免許状にかかる教科を改めるとともに、教員需給の現状にかんがみ、不足することが

予想される教科の教員の免許状について、その取得要件を緩和する等の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

まず第一に、中学校及び高等学校の教員の免許状にかかる教科の名称を改めたこととあります。すなわち、中学校の教員の免許状にかかる教科については、「図画工作」を「美術」に改めるとともに、新たに「技術」を設け、高等学校の教員の免許状にかかる教科については、「図画」及び「工作」を、それぞれ「美術」及び「工業」に改めました。

第二に、高等学校の工業、理科及び数学の教科についての教員免許状の取得方法についての特例を設けたこととあります。高等学校の工業、理科及び数学を担任する教員の需要は、今後ますます増大することが予想される一方、これらの教員となることを志望する者はきわめて少ない現状であります。そこで、このような需給の実情に應ずるため、これらの教員の免許状を取得する場合に必要とされる教職に関する専門科目の単位の修得については、当該教科に関する専門科目の単位の修得をもつてかえることができるよう特例を設けようとするものであります。

第三に、高等学校の実習助手並びに学校看護婦等教員の職務に準ずる職務に従事する職員に対して、教員免許状を授与することができる特例を設けたこととあります。すなわち、高等学校において実習を担任する教諭の職務を

助ける実習助手で一定の基礎資格を有するものが、所定の在職年数及び単位数を充足した場合には、高等学校において実習を担任する教諭の二級普通免許状の授与を受けることができることといたしました。また、学校看護婦等の在職年数は、養護教諭の免許状の授与を受ける場合に必要とする養護教員の在職年数に含めることができることといたしました。

第四に、中学校及び高等学校の教員の免許状にかかる教科の改正に伴い、法施行の際、改正前の教科についての教員免許状を有する者については、不利益を生じないよう必要な経過措置を講じたこととあります。

なお、この法律は、公布の日から施行することといたしておりますが、中学校の教員の免許状にかかる教科の改正に関する規定は、中学校の教育課程の改正の期日と合わせて昭和三十七年四月一日から施行することといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(平林剛君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(平林剛君) 次に、当面の文教政策に関する調査を進めます。

質疑の通告がありますので、発言を許します。矢嶋三義君。

○矢嶋三義君 私は許された時間内で、当面比較的重要な案件であるこの

学区制の問題と、それからスポーツ関係の予算に關して若干伺いたいと思ひます。

質問の本論に入る前に、文部省にお答え願ひたいと思ひますが、それは、先般、地方財政計画が大体策定されました。その策定が行なわれたならば、地方財政法等の改正に基づいて、公費負担でない職員がいかうに法の改正の趣旨にのつて公費負担に切りかえられることになったか、書面をもつて委員長を通じて本委員会に報告してはしいというのを前々回の委員会で要求いたしましたところが、提出するといふことでしたが、まだ委員長を通じて本日まで出ていませんが、各委員に提出していただくことになっているのですが、いつ提出していただけるのか、お答え願ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 地方交付税の問題が実は閣議のまだ決定をみていないと思ひますので、閣議決定次第に通達を出す心がまえであります。

○矢嶋三義君 予算案は衆議院を通過して、すでに第二の参議院に回されてゐるのですが、閣僚の一人として、荒木国務大臣はどう考えられますか、まだ閣議決定してないのですか、怠慢ではございませんか。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 一部まだ調整を要するところがあるらしゅうございまして、閣議決定に最終的にはなつていないと承知いたしております。ただいま申し上げましたように、その点、はなはだ恐縮でございますけれども、なるべくすみやかにお約束通りにいたします。

○矢嶋三義君 私の質問し、また要請した資料は、都道府県、特に市町村の

予算編成と関連がありますので、閣議決定前ではありまじやうが、一応、試案という形で書面にして委員長を通じて本委員会の各委員に早急に配付していただきたいことをお願い申し上げます。○国務大臣(荒木高壽夫君) 承知いたしました。

○矢嶋三義君 それでは御要望申し上げておきますが、詳細なものを本日中でも各委員にお渡し願ひます。

出席要求の方々は、文部大臣、それから文部省の初中局長、管理局長、体育局長、それに警察庁関係でありますから、まだお見えになつておられない方は早急においで願ひようにお取りはからひ願ひたい。出席されている方々から逐次質問して参ります。

第一問として文部大臣に伺ひますが、小学校、中学校、高等学校の学区制についてどう御見解を持ち、どう取り扱ひをなさり、対処されておられるか、お答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 学区制は、制度づけられております限り当然守られねばならない、そういう建前では、従来文部省としては対処しておると承知いたしております。

○矢嶋三義君 ちょうど戦後のベビーブームの時代が今おとすれて参つておられるわけですが、現在の学区制の施行状況は満足すべき状態にあるとお考えになつておられますか。それとも文部省としては何らかの、今までもやつたであろうが、さらに一段と助言、指導を強化せねばならぬ、そういう実情であると御判断になつておられますか、文部大臣の御所見を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 先刻申し上げた通りの考え方では文部省としては経過いたしておられますけれども、実情は必ずしも理想通りにはいっていないと承知しておりますから、機会あることに、学区制が努めて現実に守られるような方向に処置せねばならぬと心得ます。

○矢嶋三義君 次の質問をする前に初中局長に伺ひますが、小学校、中学校については明確でありますから必要ございせん。あなたが持つていらつしやる最新の資料に基づくところの各都道府県における高等学校の学区制実施状況というものはいかなるものであ

るか、概要を承りますと同時に、小中高等学校で、その定められた学区制を侵して区域外に入学、いわゆるもぐり入学をしてゐる生徒児童数が、おおよかに言つてどの程度であると判断されておられるか、お答え願ひたい。

○政府委員(内藤三郎君) 高等学校の学区制につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十条によりまして、都道府県教育委員会が定めることになつておるわけでございまして、一学区一校というのがいわゆる小学校と言はれておるものでございまして、これは最近非常に減少しつ

つあります。小学校が五道府県にわたつております。それから全県で一学区を作つておるもの、これがいわゆる大学区でございまして、これが五県でございまして、その他はいろいろござい

ますが、大部分のものが数校で一学区を形成してあるという形をとつておりますので、大部分が中学校であると、こゝ御理解いただいてけっこうだと思ひます。小学校でございまして、一校

一学区でございまして、勢い必ずしもそこに教育の機会均等が実現されないもので、できるだけ文部省の方針としては中学校が望ましい、数校で一学区を形成する、こういう考え方をもち指導しておるわけでございまして、もちろん大学区で一県一学区というようなところは、これは好ましくないと考えておるわけでございまして。

それから次にお尋ねの、やみ入学がどの程度あるか、小中高別に資料を分け、的確な資料がございせんが、小中学校の場合には義務教育でござい

ますので、それぞれ教育委員会が通学区を定めておるわけでございまして。その場合に、大部分のものが小中高も通じて守られておると思ひますが、ただ、いわゆる有名校になりますと、特殊なところに住民登録を偽つたり、いろいろな方法でもぐり入学をしておるといふ事実はございまして、全国的に見ま

すれば、これはパーセントは非常に少ないと思ひます。ただ、ある有名校に部分的に集中しておるといふのが実情ではないかと考えております。

○矢嶋三義君 そのごく一部分の有名校のその実態というものは、非常に影響性が大きいものではございせんか。全国の生徒児童数から見た場合のパーセントは低くても、一県に一校とか二

校とか、ごく学校数としてはパーセントは低いけれども、特定の有名校に非常に区域外入学というのか、もぐり入学があると、このことは一県に一つとして、全県に及ぼす影響というものは非常に大きいのではないかと。特殊な学校では大体生徒児童数の三〇%から四〇%が区域外入学、もぐり入学になつておる。こういうことを私は聞いて

ておるわけですが、そういう点については文部省としてはどういふ認識を持ち、どういふ見解を持つておられるのか、具体的には昭和三十六年度の入学期を控えて、最近いかなる指導と助言とをなされたのか、お答え願ひたい。

○政府委員(内藤三郎君) お説の通り一部の学校でございまして、これは特に東京にはその例が多いのでござい

ますが、いわゆる有名校にもぐり入学が多い。この率も御指摘のように、多量とも聞いておるわけでございまして。これにつきましては、文部省では以前から実はもぐり入学の禁止について通達も出しておるわけですが、最近は三十三年の三月十三日付をもちまして、各都道府県に、区域外就学について十分徹底した措置をとるように通達もいたして

おります。機会あることに、この区域外就学については十分な配慮の加えられるように指導もいたしておりますが、ただ問題は、現実に学校差があるといふ事実でございまして。この学校差をいかにして解消するかということが、一

つの大きな問題でもございまして、施設設備の点において充実をはかるとともに、教員組織につきましても、できるだけ各学校の教員組織をよくいたしまして、学校差をなくするよう努力をいたしておるわけでございまして。

○矢嶋三義君 文部大臣にあらためて伺ひますが、文部省の方針に基づく学区制の堅持と、これを守つていくためには、また父兄並びに児童に満足してその方針に従つていただけるような文教政策というものが、日本全国に行なわれるようになるためには、その対策として具体的にどういふことをさした

らよろしいか、どういふことをなさ
ようと文部大臣としてお考えになつて
おられるのか、お答え願ひたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) まあ結局
学校差といふ事は、その有名校とそ
うでない学校と一般に認識されてお
る事実はある限りは、いいことではあり
ませんけれども、なかなか絶滅を期す
ることが困難であるという性質のもの
かと思ひます。そこで文部省として、
もしは教育委員会等の責めに帰すべ
き理由によつて学校差があるとする
ば、それは極力あらゆる努力をして、
あらゆる機会にそのいふことをないよ
うに努めねばならぬまいかと心得てお
ります。同時に学校当局といふか、先生
たちもよく勉強して、有名校以上に
してみせたいと思ひます。その御努
力を私は期待したいと思ひます。さら
に子供を持つ親が、世間的に有名校だ
と言はれることにあこがれて、子供本
人よりは、むしろ親の虚栄のためにわ
んさと押しかける傾向も否定できな
いと思ひますが、そういう浮つた考
えを一つ一擲していただいて、有名校
にただ押しかけるようなことをしない
ようにという努力を十分することによ
つて、これらのことが総合的に相協
力されて初めて絶滅を期し得ると思
ひます。当初申し上げましたように、
一種の何と申しましたか、人情に立
脚した事柄の現われでもございませ
う、なかなか一律にびしやつといか
ないうらみがあり得ると思ひますけれ
ども、それでもなおかつむすむとな
く、今申し上げたような努力をみんな
関係者がし続ける、そういう考へ方
で臨みたいと思ひます。

○矢嶋三義君 これはかつて数年前も

私は当委員会が質問をし、善処を要望
して、年々本委員会が論ぜられてお
ることです。特に三十八年の高等学校入
学のときがピークで、これはベビー
ブームで非常に緊急な重要な事態で
す。これらをあわせ考へるときに、今文
部省がやつておること、それから文部
大臣の今の御答弁、そういうことでは
問題は前進しない。私は非常に不満で
す。指導に對する通達なんか、三十
三年三月十三日に出してそれきりです。
今の中学校の一年生といふのは、これ
は昭和二十二年に生まれた子供です
よ。三十四年、三十五年、ことに三十
五年度あたりから強力なる指導をや
らなければならぬと思ひます。今か
らでもおそくない。これから高等学校
入学を控えて一番大事なことですよ。
それを三十三三年三月十三日でや
つたのです。これを當時われわれ文教委員
会でやつたわけですが、それを通達を
出して強力な指導をして、それなりに
ほうっておくのは無責任です。今の文
部大臣の御答弁は、それは通り一べん
ですよ。失礼だが、点をつけたら五十
点ぐらいしかあげられないですよ。そ
れで、私は具体的に何つていきます。
二、三対策を打ち出す意味で。小中学
校の生徒は他の区域外の学校に入つた
場合に委託金を徴収する、これはよろ
しいのですか、よろしくないのです
か、文部大臣、お答えを願ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ちょっと
手間どりますから、政府委員からお答
え申し上げます。

○政府委員(内藤三郎君) 区域外の
入学の場合に、もちろん双方の教育委
員会が協議によつて入学を認めること
はこれは合法でございします。ただ問

題は、いわゆるやみ入学で住民登録を
偽つたりして入学する、こういう場合
に、正式に寄附しておればこれは問題
はないわけでございます。そこでもち
ろん今お尋ねの区域外入学の場合に、
委託金を取ることは適当でないと考
えております。

○矢嶋三義君 区域外から入学する子
供に對して六千円から一万円の委託金
を取つておるところが多い。これは初
中局長の答弁では好ましくないとい
う、こういう答弁です。文部大臣とし
ては、そういう委託金を取ることをや
めさせるべきだと思ひます。御見解があるか
どうか、はつきりお答えを願ひたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 好ましく
ない限りはやめさせるように指導すべ
きだと思ひます。

○矢嶋三義君 その通りです。りっぱ
な答弁です。従つて自治大臣との連絡
をして、早急にそういう委託金を取
つておるといふのを中止させるところの
強力なる指導をしていただきたい、お
答えを願ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 努力いた
しましょう。

○矢嶋三義君 自治省大臣と御協議の
上、そういう文書を出していただきた
い。出した場合には、その写しを委員
長を通じて本委員会に提出願ひます。
これを守らせるか守らせないかは、平
衡交付金あるいは特別交付金、特交と
の配分の場合に自治省が決議すれば
簡単にやめさせられますよ。それは不
交付団体に對してはそういう何はきか
ないかも知れないが、特に交付団体か
そういうことをやつておつたならば、
平衡交付金とはかくとして、特別交
付金の場合、特別交付金の配分の場合

に、政府がそういう指導をしているの
に、その通りやらないで委託金を取
つておられるならば、特別交付金はやらない
といふような行政指導をやればばたり
やめさせます。だから政府がやるかや
らないか、意思があるかどうかという一
点にかかるといふことです。かつて政府から
もそういう委託金を取つてはいかぬ
といふことを通達を出したにもかかわ
らず、これを無視してこういうことがや
られておるといふことは、これは中央
行政の權威に關することだと思ひま
す。それは中央集權でも何でもありません。
それで、これがまだ通達の意味が生か
されずに多額の委託金が徴収されて
おるといふことは、義務教育の学区制堅
持という立場からまことに遺憾なこと
であり、その行政能力を私は疑わざる
を得ない。従つて今私は具体的な点を
若干申し上げましたが、文部省と自治
省の間で話し合ひをして、腹をきめて、
そして行政指導をして、それにも従
わない自治体があつたら特別交付金にお
いて考慮したらい。これは少しも違
法ではない。その分を特別交付金から
差し引けばいいわけですから、そうし
たら行なわれることになつてますよ。こ
れを強く要望しておきます。

それから次に、文部省の管理局長に
伺ひます。あなたのおところで施設
費関係の補助配分等の仕事をしている
のですが、こういうやみ入学といふよ
うな日本の文教政策の根本に關するこ
とについて、法に基づいて正常なる文
部省の方針、指導、助言を無視して、
そういうことをやつておられる自治体に
對しては、補助金等の配分の場合に正
を要請すべきだと思ひます。ただ私は、初中

局長の所管は初中局長の所管、管理局
長の所管は管理局長の所管といふよう
な個々ばらばらであつてはならない、
行政といふものは、あなたの方は学校
建築の補助金を受ける資格がある、こ
れは坪数幾らであるからこういふであ
る、従つて資格はありましよう、しか
し、この校舍については他の校区から
これだけのやみ入学があつてそれだけ
脅威を來たしているのだ、だからやみ
入学といふのは文部省の方針として
許してないのだから、だからその点を
十分参酌して申請書を出してもらいた
い。こういうことで文部省全体が筋の
通つたやり方をやればやみ入学はや
めさせられますよ。しかし、ある局では
やみ入学をやめろやめろといふが、し
かし、もぐり入学のためにその校区の
生徒は皆迷惑している。他の校区から
三〇％も四〇％も有力者の手ずから
他の学校の区域外のところからもぐり
入学がされるので、その区域の生徒は
迷惑している。その子供のおかさんは
は、よそからの家庭も豊かな、また権
力につながつた人の手ずからでなく
入つてくるので、肩身のせまい思ひを
する。おとうさん、おかあさんはいく
びくして居るわけですよ。こういう状
態で置いておいていいのか。ただ機械
的に五月一日現在で生徒数が何名ある
から、だから坪数を計算して補助金を
出す。それで初中局長と管理局がばら
ばらだ、こういう教育行政といふもの
があつてよろしいのかどうか、現在ま
ではそうなんです。何らの考慮を払わ
ない、これは是正すべきである。ま
ず文部大臣から方針をお答えいただ
いて、次に管理局長からお答え願ひた
い。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) それぞれ部局が分かれておりますと、ともすれば御指摘のようないことが起こり得ると思ひますが、そういうことが起こらないように、総合的に考えねばならぬ立場が大いであり官房だろと思ひますが、そういう気持で御指摘のようないことが極力起こらないように注意したいと思ひます。

○政府委員(福田繁君) ただいま仰せになりましたいわゆるやみ入学の問題であります。決して私も文部省といいたしまして、管理局のみの立場でそれを処理いたしておりますので、従来は当該年度の五月一日現在の生徒数で押えるやり方をいたしております。それについても今言つた、はつきりしたやみ入学というやうな問題についてはこれを除外するやうな考え方をとつております。ただし、これがやみを増さない社会増であります。この社会増を認めないというやうなやり方は認められませんが、従つていわゆる何と申しますか、不正な入学というもののについては、生徒数を私どもは認めないという方針で従来から来ております。ただ、これがはつきりいたしません場合はこれはやむを得ません。子供が現実におる場合は、これはやはりその地区の社会増として認めなきやならぬというやうなことになるわけでございます。従つてそういう考え方で今後処理いたしたいと思ひております。ただ、東京の事例を申し上げますと、東京の周辺におきましては、他県からの越境入学といひますか、そういうものが若干あることは私も認めております。そういうところはやむを得ず、生徒が一学級の五十六人をこえて、

やはりそれ以上上回つて実際上は迷惑をしていられるやうな事例もあるやうでございます。そういう点については、所管の東京都の教育委員会に対して注意をいたしておるところでございます。

○矢嶋三義君 まあ福田管理局長は、基本方針を守つて適正に扱つていられることは私も承知をしております。その点は、しかし、あなたのところにわからぬ、それから初中局からも連絡がない、だから現実的には文部省は一つの旗を掲げていられるけれども、ほんの一部の人ですけれどもね。実際数字が上がつてこない、都道府県教育委員会、市町村教育委員会、さらに極端に言へば校長まで、それを極端にあるいはある程度無視して数字を積み重ねてきていますからね。だからつかもろと思つてもつかむことができないのが現実です。それでほんろうされていられるわけですね。従つてこれは解消できないわけですね。この点は強く私は注意を喚起しておきます。

この点についても二点、具体的なことをお伺ひいたしますが、私はある新聞で見たんですが、これは非常に父兄、児童の重大関心事だからある新聞が特集してあつた。その中に非常にうまくいったところと比較的混乱している、収拾しかねている例として、静岡県と水戸市を例にとつてありました。水戸市の場合は早急に校区に帰れとやつたところが混乱した。静岡県の場合は、一部ではなまぬるいと言われるかも知れないが、一年生には絶対に入れるな、二年生は校区に帰らなさい、三年生は今のままで認める、こういうやうな弾力性のある方針を打ち出して、これが成功したと報ぜられておつたやうです。私は一つの名案だと思ひます。具体的なことは行政府に私はまかせますがね。しかし、長い間国会でこれは論ぜられてきて、日本の文教政策の重要な問題だから、立法府に議席を置く私は、一議員として最小限これだけのことを文部大臣に伺ひ、善処を要望したいと思ひます。それは来年の四月一日から最小額、小中義務制において校外の学校に絶対受け入れてはならない、これを強く指導をする、校長まで浸透すれば、校長さんは先生方が家庭訪問されることですから、これはもぐりかインチキかといふことはつぱにわかるはずですよ。ある特定な家だけに居住届けを出しておいて、子供は実際は乗用車、汽車あるいはバスで遠方から通ひ、ひひの場合は埼玉県から豊田中学に通ひといふことは、主任の先生が子供の家庭訪問をやつてはつきりわかるのです。徹底していったら学校長でもチェックできるはずですよ。そういう指導を守らない校長に対しては、市町村の教育委員会が適正な指導をすればいい、市町村の教育委員会がそれをしないならば、都道府県の教育委員会が適正な指導をすればいい、そういう指導態勢がはつきりすれば、こういう何人が考えても当然しなければならぬという問題は起こらないと思ひます。だから私も、最小額言ひことは、文部大臣として、ここにはつきりと荒木文部大臣の方針として意思表示をして、そうしてしかるべく系統を合法的に経て、強力な助言と指導をする、それは明年の四月一日以降、校区外に絶

対入れない、そうしないと今の中学校の一年生は、先ほど言ひましたやうに昭和二十二年生まれです。これから新たに中学校に入つてくる者、高等学校に入つてくる者、これは高等学校の入試が一番やさしかった年ですが、来々、再来年とだんだんと高等学校の入学試験といふものはますます難しくなつてくるわけですよ、そうなるべくと、この区域外のやみ入学というものが混雑してきて、さらにベビーブームを一つそう混乱ならしめる大きな要因になると思ひます。従つて今からでもおそくはない、早急に僕はやるべきである、やつてほしい、要望を含めて文部大臣の所見を承ります。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 善処いたします。

○矢嶋三義君 その通達を出されたならば、その写しを委員長を通じて本委員会に出していただきたい。そういういふ答へつばなしで、あなた方はやられないことがあるのです。それで私はお手数ですが、写しでいいですから出していただきたい、期日も迫つておりますから、早急にこれはやらなければならないと思ひますので、その点御要望申し上げておきます。お答えいただきます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ただいま申し上げました通り善処いたします。

○矢嶋三義君 解決方法として、さっきあなたも言われておりましたが、文部大臣の御答弁の中に、ごもつともな点があります。しかし、先生が言はつてほしいとか、それも必要でしょう、しかし、そういう点はどうも一部であつて、大きなところは、やはり日本の文教政策と文教予算という立場か

ら、学校差をなくする、それから地域の学校をよりよくする、国民がこういう気持になるところに、文教政策と文教予算の性格といふものを持つていかなければだめですよ。ただ先生に言はつてもらつて、よその学校に負けぬやうにやつてもらひましょ、その意欲を燃やしてもらひましょといふやうに、そこに重点を置くのは、私は一応の解決にはなると思ひます。ピントをはずれていられる。世の指導者たる人が、こういう区域外のことを平気でやつていられる。たとえば都道府県の県庁の知事とか、都局長の方々は、はなはだしい場合になると教育委員会の教育委員の人まで、学校差をなくしましよといふ言ひながら、自分の子供を区域外に入学させるやうなことは、これはやみません。私は答弁を求めませんが、文部省の課長以上の方々は、自分のお子様を区域内の小中学校に完全に入れてますか。僕は二、三持つていられるだけども、そういうことはここでは言ひません。伺ひません。そういうところに根本があるわけ、地方の教育委員会、教育行政の当面の責任者がまず率先してそういうやうに努力をする、予算面においても、行政運用面においても努力をする、それに合わせて国民が自分の地域の学校をよくしようといふ、そういう雰囲気全体となつてこなければ解決できるものじゃないですよ。これは非常に重要な問題であります。ことにベビーブームとも関連して、当面解決しなければならぬ問題ですから、特に大臣一つお骨を折つていただきたいと思ひますがね、この要望に沿つて、ただけましか、あらためて決意のほどを伺つておきます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 善処いたします。

○矢嶋三義君 その通達を出されたならば、その写しを委員長を通じて本委員会に出していただきたい。そういういふ答へつばなしで、あなた方はやられないことがあるのです。それで私はお手数ですが、写しでいいですから出していただきたい、期日も迫つておりますから、早急にこれはやらなければならないと思ひますので、その点御要望申し上げておきます。お答えいただきます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ただいま申し上げました通り善処いたします。

○矢嶋三義君 解決方法として、さっきあなたも言われておりましたが、文部大臣の御答弁の中に、ごもつともな点があります。しかし、先生が言はつてほしいとか、それも必要でしょう、しかし、そういう点はどうも一部であつて、大きなところは、やはり日本の文教政策と文教予算という立場か

○国務大臣(荒木萬壽夫君) たびたび申し上げた通りでございます。同時に、御質問の当初にお答え申し上げたようなことも、それがすべてではほんごさいせんけれども、やはり父兄側及び教職員側にも十分お考えをいただきたい。総合的に並行的な措置を講ずることが万全であらうと心得ております。むろん今御要望の点は、先刻も申し上げました通り、善処いたしたいと思ひます。

○矢嶋三義君 この文部省の予算関係の審議で、スポーツ関係と社会教育関係とを全然また離れておりませんが、きょうは私はスポーツ関係を少し伺いたいと思ひます。それで、その本論に入る前に、これと関連ある事項について伺いたいと思ひます。

まあ、一九六四年に日本はオリンピックを招致しているわけですが、従つてこの選手の養成というものが大事なことだと思ひます。それについての見解はあつて聞きたいと思ひますが、選手の養成について、やはり教育的というのを忘れてはならないし、まあ限度というのがあると思ひます。で、二点ほど具体的な問題があるの、その具体的な問題をまず私は伺つて、本式の問題に入つていきたいわけですが、これは私は新聞で見たんですが、文部省に調査を要求しておりまして、調査の結果の報告と所見を承りたいと思ひます。それは山口県が昭和三十三年に国民体育大会を開催すると、それでいい成績を上げるために選手の強化対策を考へておる。従つて山口県下の高等学校に、一つの特定の学校に二種目あるいは三種目割り当てて、A校はラグビーと体操とか、二、

三種目を割り当てて、そして県下の中学校のそれぞれ優秀な児童をそういう学校に、一定の高等学校に入学させることによつて、選手強化をはかろう、こういう方針を立てられて、高等学校長会で了承をされて、重点指導種目を割り当てるといふわけですね。従つて中学校の有望選手がそういう学校に入るといふわけですね。これは新聞で見た範囲内では僕はちよつと問題点があると思ひます。これは国体を開く県が、選手を強化していい選手を作り出したい気持は重々わかります。去年私は熊本でやりました。またそれは意義もあると思ひます。日本が一九六四年にオリンピックを開催するに当たつて、出場するのに意義があるのか言つていたつて、それは十分でないわけですからね。参加するだけではないから、やはりある程度、勝負ですから、勝たなければならぬ。そのためにはオリンピック選手の育成強化をしなければならぬというの、当然だと思ひます。しかし、教育の場においてはやることは、まあ適正でなければならぬと思ひます。だから、新聞で報じられる範囲内において私は問題点があると思ひます。それで調査を要請しておいたわけですが、調査の結果どういふ実情なのか、それに対して文部省はどういふ判断をし、どういふ助言と指導をしているのか、お答えいただきたい。

○政府委員(杉江清君) 私どもも選手強化のために学区制を乱すということとは望ましくないと思ひます。調査いたしましたところ、こういう事情が判明いたしました。山口県では、この学区制に關しまして従来とも教育委員会規則で

その定めがなされておるのであります。が、昭和三十三年にその一部を改正いたしました。個性や能力に応じた学校の選択を認める趣旨で、定員の三%までは学区外の生徒で特殊技能を持つてゐる者、それは音楽、図画、工作、体育等についての特殊技能を持つてゐる生徒については、それに応じた伝統や環境にある学校を、三%まで区域外の高等学校に志望することを認めておるのであります。で、今回、山口県で三十八年度に国体を開催するといふ事情もあり、また、オリンピックも迫つておるというよりなことであつて、何とか選手を強化したいと、こういうことで、高等学校長協会において国体の選手強化対策本部から何とかいい工夫はないかという話があり、その際、それでは一つこの現在定められてゐる規定に基づいて、この三%の範囲内で、こういう特殊技能の者をまあ特殊な学校へ入れて、よりその能力を伸ばしていこうというこの制度を活用して、できることなら選手強化したいと思ひます。か、こういう相談があつたわけであり、まあ、高等学校長協会としましては父兄の了承を得て、また本人の能力その他を審査の上、本人もしたいといふような場合には、そういうことをやることはいいのじゃないかと、従来はこの規定に基づいて、いわゆるスポーツの優秀な者を特別な区域外の学校に入学させるということはあまり行なわれていなかった、主として音楽とか美術方面について行なわれておつたのでありますけれども、当然当初から体育のこともこの考え方に入つておつたのだから、そのワケで一つやりたい

という御要望、これはやはりこの際としては考へていいことだと、こういう話し合いになつたのであります。しかし、これについては、教育委員会としては、特にそういうことをもちろん奨励もしない、しかし、またそういう範囲で自主的にやるものについては、これはこういう規定を認めておるのだからよからうという態度をとつておつたのであります。で、その後、実際の動きとしては、この規定に基づいて活発にそういうふうな区域外入学をさせるよりな気配は現在のところ見られない、まあ従来のこの例外規定は弊害なくその趣旨に基づいて実施されてきてゐるので、今回の措置がよいこの規定の外にはみ出したりするようないことがあれば、これは十分注意しなければならぬ、しかし、そういう動きも現在ないし、まあ本来この規定のほんとの趣旨を生かされるような範囲であらば、これはあえてとがめる筋のものでもない、こういう見解で、現在静観してゐるというのが現状だと、こういうふうな結果判明いたしました。そういうふうな事情であれば、この際特に注意を喚起するまでもなく、しばらく様子を見守つていつて適當ではないかと考へておる次第であります。

○矢嶋三義君 文部大臣に伺ひますから聞いておつて下さい。私はスポーツが好きだし、スポーツにはかなり理解を持つてゐるつもりで、しかし、今文部省の答弁を承つても、やっぱり私は問題がある。しばらく静観してゐるにしても、四月には入学してしまふわけですから、日中関係ならしばらく静観というように、何か月か一年とかあるでしょうけれども、入学式というのはす

ぐ終つて四月には入つてしまふのだから、静観するといふのは逃げている感じがする。私は率直に言つて、若干一部の方から批判されるかもしれないけれども、僕は国体とオリンピックというのは、これはケースが少い。国民体育大会、まあいふ意義で毎年やつてゐるのに、それほどまでして勝たなければならぬのか。僕の郷土の熊本で昨年やりました。若干の選手強化をして、よその人がちよつとびくするくらいに成績を上げました。県民もまた自信と誇りを持つており、大成功をしたと思つております。関係者も私も感謝しておるのですが、しかし、山口県が今度考へてゐるやうにそれまでして勝たねばならぬのか。確かに三%といふのですか、三%、五%、県によれば一%ある。これは僕はいい学区制だと思つておる。いわゆる内藤局長の言う学区制の一部分的なもので、運用よろしきを得ればいいと思ひます。それは美術とか音楽とか特殊なものの場合、それ以外にもあるであらうし、いろいろあると思ひ、運用よろしきを得ればなかなかいい学区制じゃないかと思ひます。それから美術とか音楽とか、私学が特徴を生かして非常に出色している学校があります。天才的にそういう芸能に秀でておる子供といふものはよく私学に生かされて参る。これは私は私学の私学たる特徴を生かして非常にいいことだと思ひます。山口県の場合、三%を生かすと言われたけれども、それは表面です。現実的にどう現れてくるか。それが児童生徒にいかように見られるかといふところに問題があるのです。重大だと思ひます。この今のあなたの答えから言

うならば、現実的には何学校は何種目と何種目が強い。だからその強い中学校の子供は三割、その理由でその学校へ行く。この学校なら陸上競技が、水泳が強いとか、二、三種目の特定のものがあつたわけですから、その強い子供はその学校に行く。こういう形態が出てくるわけですから、三割のワケ内で現実にはそれが同年配の児童とクラスメートにどういふように響くか、どういふふうに見るか。三割のワケ内とかワケ外とか問題ではないと思ふ。そういう点から見ると、公立学校がそういう方針でやるということは、私は問題があると思ふのです。それで実際に子供が出した学友会費の配分なんか違つて参ります。そのクラブ活動というものは変わつて参ります。それで県の体育協会から認定された二、三種目、その特殊の種目のクラブ活動は盛んになる。そのクラブ委員は一つの誇りを持つて参ります。優越感を持つて参ります。他のクラブの連中は劣等感を持つて参ります。ひがんで参ります。そういうことは教育の場で適当でしょうか。それほどまでして山口県が国体で、日本国民が第一道二府四十二県でやるわけですが、そういう場合にそれほどまでして山口県が——日本の同国内で競技するわけですから、そこでよその県を負かされなければならぬでしょうか。そういう体育行政というものは、教育行政というものはやらなければならぬでしようかね。私は少しやばいずれていてのではないかと感ずるのです。すがね、全面的には否定しませんよ。しかし、根底にある考え方と、その考え方から現実的に現れた現象面が児童

並びに父兄に及ぼす影響というものが私は大きいと思ふ。で、適正なる指導と助言と、やや行き過ぎる点について、私は正してほしい、助言も私は必要なのではないか、かように思ふのですがね。文部大臣、どういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 山口県

の、今御指摘の問題は、私もちよつと聞きかじつてはおりますが、私の承知しております限りでは、それほど御心配になるような弊害は出ないのじやないか。甘い考えかしりませんが、私は実は個人的なことを申し上げて恐縮ですが、スポーツばかりで時間をつぶしてきた男なものですから、個人的にはけつこうなことだという気持ちもしますが、しかし、同時に公立学校の本来の設置目的が阻害される、いわば本末が転倒するようなことは断じて黙過したいこととご意見を参ります。できればもっと具体的な事情も捜査いたしまして、矢嶋さん御心配になる気持は十分わかるような気がいたします。それから、学校教育と、せつかく国体を山口県で開こうという事になつての県民全体の一つの希望なり感激もございまして、それがそれから出た発熱したもので、それでなかつたときと全然同じだという線は無理やりにやらせるのも、いささか行き過ぎのような気持もいたします。そういうことを考え合わせつつ、学校教育の目的と、国体の実施という事と矛盾しない範囲内において、現地では十分善処してもらつていく気持で、必要あらば指導、助言等もし、さしたあたりもつてのほかだと言わなければならぬほどじゃないじやないか、こういうふうな思つてゐるわけでありました。

○矢嶋三義君 それでは善処を要望しておきます。

もう一つの具体的な例を伺つて、本論に入つて二、三伺いたいのですが、それは私の承知している経過では次の通りなんです。これは文部省に調査を要請してありますから、御所見を承りたいと思ふのです。私立の目黒高校です。こは一九六四年のオリンピック選手養成に努力されているというのです。けつこうなことだと思ふのです。最近大分県玖珠郡の東飯田中学校の三年生が同郷の先生で、その方は目黒高校の先生になつてゐる人ですが、その人からスカウトされて目黒高校に、陸上競技の優秀な生徒のようですがスカウトされて目黒高校に入れるようになった、そして入学試験にパスして、合宿練習をしておつた。そうしたところが、大分県の警察本部から、鳴中事件の起こつた前後ですが、右翼少年が東京に上京した、その動向を注意してほしいという意味の手配が警視庁にきたようです。そこで警視庁は目黒高校に行つてそういうことを調査したいのです。で、合格して合宿しておつたのに、それが直接原因となつて、目黒高校から合格を取り消されて、本人は郷里の大分県に歸つていったわけですね。こういうことが伝えられてゐるわけですね。これは僕は相当重要な問題を含んでいると思ふ。それで文部省に調査を要請しているわけですが、真相はどうであつたのか。警察庁からはどういふ手配がきて、そしてどういふ措置をとられたのか。ところが、大分県警の方では、手配は頼んだのは事

実だが間違ひだつた、右翼少年手配をするような少年ではなかつた。入学試験に上京したということがわかつたから、そういう連絡は警視庁にしたいんだというところを、大分県警では言つてゐるようです。だから、最小限は、結論的なものとしては、この学生の将来をおもんばかるときには、目黒高校に合格したんだから、その手配等も誤りであつたということは大分県警は認めてゐるんだから、最小限——私立の学校ではあるけれども、その学校に入学できるようにしてやらなくちゃならぬと思ふ。これは僕が頼まれたものでもなければ、僕の知つたことでもない。何も、無縁の子供でありましたけれども、しかし、こういうことが法律に定める学校で行なわれるようでは、人権問題であると私は思ふんです。また警察当局としては、こういう時期ですから、いろいろ取り締まりも御心労のことと思ひますけれども、よほど注意していただかなければ、こういうような軽率な取り扱ひ方をされては困ると思ふ。これは予防警察の行き過ぎですよ。そういう点から、調査の結果と、関係者から御所見と、今後の対処の方針について承りたい。

○政府委員(内藤三郎君) 東京都の私学部を通じて私どもの調査いたしました結果を申し上げます。

お尋ねの大分県東飯田中学校生徒Aについて調査いたしましたところ、大要次のようでございます。Aは陸上競技の選手でありますので、受験のために二月に上京以来、私立目黒高校の陸上競技部の合宿訓練に参加してありますが、部の監督の観察によりまして、性行上好ましくない傾向もあり、

チーム・ワークを乱すなど、合宿中の行動も良好ではなかつたとのことでありました。特に入学検査の当日、他の受験生とけんかをするなどの行跡もあり、検査の結果も必ずしも良好ではなかつた。まあ、せいぜい補欠入学が許される程度であつた。で、本人に入学不許可を納得させた上に郷里へ歸された。その後大分の警察から、Aは大分の中学校在学中に、けんかなどの粗暴な行爲や、刃物所持などで補導の対象となつてゐた旨の連絡があつた、こういうこととご意見を伺つて、大分県警のほうはその後の措置と聞いておるのでございます。で、今回の措置は、それは学校当局の自主的な判断によつたものと私も考えますが、学校当局に特別の指導をすべきではなかつたと思ふのでございます。

○矢嶋三義君 警察庁の警備第一課長、お見えになつておりますか。

○説明員(本多武雄君) お答え申し上げます。二月の十六日に大分県の警備課の方から警視庁に對しまして連絡がございました。その少年は、以前決闘を行なつて補導されたことがあり、最近、友人に、右翼に入社したいと語つておるのであるが、それが上京したので注意してもらいたい、本人の行先は目黒高校の先生の家であるという連絡がございました。そこで、手配を受けました警視庁におきましては、さつそく警察官をその先生のお宅へ派遣いたしました。その先生にお目にかかりまして、その少年は、以前決闘を行なつて補導されたことがあり、最近右翼団体に入社したいといつて上京した、そういうことが大分県警から連絡がありましたから注意してもらいたいとい

○矢嶋三義君 この問題は話は相当行き違っていると思うのです。一つには問題点としては、かりに内藤局長の答弁が正しいとしても、中学校の三年生をそういう形で東京に勧誘してきて、そういう形でふるい落としてよろしいものかどうかという、ここに僕は教育上の問題点があると思う、かりにあなたの答弁が正しいとしても。

次に、警察側にも私は問題があると思ふのですよ。当時警察庁では、少年——怪しげな少年が上京するよりな気が配があつたら全部連絡するよりなということを、都道府県の警察に連絡したのでですね。だから都道府県の警察は、ちょっと上京するよりな少年は全部調べているわけなんです。で、東京に行つて、右翼にでも入ろうかと言つてA少年が出発した、こういうふうに大分県警は把握して通知しているのですね。で、僕の調査では、少年はそういうことを言つた覚えはないと言つていゝのですよ。それは、少年がだれに言つたかといふことは確認されていないわけだ。そういううりわさで、東京に行つて右翼に行こうかといふのでA少年が上京したといううりわさに基づいて、すぐ手配された。それで、あなたのところでは、おつ取り刀で、これは大へんだ、まだだれかをねらうのじゃないかといふので、学校にかけ込んでいた。それは学校はふるえ上がるですよ。大体陸上競技や、スポーツをやる人は、それは中学三年ぐらいのときは、ちょっとといふざこざありますよ。文部大臣もスポーツで暮らしたと——だから今もあなたそのくらいだ

ているわけだね。その決闘とか、ずいぶんきょうさんな何をしていますね。ともかく、主任の先生の推薦した——今もこの当事者の学校の校長は、心外だというようなことを言っているわけですよ。それで、これを推薦した人は、大阪で現在ある高等学校の先生で、東京の今度は目黒の先生になる方なんです。だから、今内藤局長が答弁したような形でこの子供に烙印を押すということは、僕は非情だと思

○政府委員(内藤善三郎君) この目黒高校のA生徒の補欠入学の問題なわけですよ。で、補欠入学を認めるかいなかということは、その学校の定員に余裕があるかないかということと、競争試験の結果、入れてよろしいという判定

わさで知ったというのではございませ
るので、大分県警に非常に協力してお
られますところのある少年補導員の方
からそういう事実の申し出があったそ
うでございまして、何分のも当時はあ
る嶋中事件の直後で、全国的に見まし
て十数名の少年ある、は少女が、東京

わけですから、こういう点にもあると
思うんです。そこで、私は、一つの方策
としては、スポーツ振興法というよう
なものを制定して、そして予算を確保
し、スポーツ人口の底辺を質的にも量
的にも豊富にするという立場において
全国的に施設設備を充実し、指導者を
確保するという方策をとる必要がある
と思うんです。国会の決議もあって、

もう厳然たる事実として三會計年度のうちにオリムピックは東京で開かれるわけですから、この結果いかによって国は世界に恥をさらすことにならないとも限らないですね。国会の決議もあり、民間もこぞって迎えて実施するということになった以上は、そういう根本策を講じないと、全部スカウトして東京に集めてこようとするれば、こういうA少年のようなケースがこれからはいよいよ起こってくるおそれがあると思いませんか。従って、このA少年の問題を私は一つ提起をし、根本的な方法として文部大臣の見解を伺ったわけです。お答えいただきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お説のうちに、スポーツ振興法というがごときスポーツについての国民的な立場からする基本的な考え方を確立しておいた方がよからうというお説であること、私も承知いたしております。さらに、具体的にはオリムピック組織委員会等でも話題になっておりまして、私の仄聞したところによりますと、こういう問題は、政党間の政策の争いというものでなくて、超党派的に取り扱ってしかるべき課題だから、立法措置を考へるとすればむしろ議員立法でやったらどうであろうというお説が非常に強いと承知いたしております。まあそうでもないかと思いますが、文部省としても考へべきことだともちろん思ひますが、現存のところに、そういうお取り扱ひを願へばさらにいいんじゃないかと、こう考へておる次第であります。

○矢嶋三義君 率直に伺いますが、スポーツ振興法案なるものは、政府提出法律案で出したという立場において努力されているのか、それとも、法案そのものには政府は賛成であるが、国会の法案提出手段としては議員立法の形で出ることが望ましい、そういう形でも構はないものだと、こういう期待感を持っておられるのか、いずれなんぞでございますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) できることならば議員立法でお取り扱ひいただけはその方がよくはないかと、こう思っております。

○矢嶋三義君 予算編成段階に皆さんが努力されて相当対策予算は組まれているわけですか。それは、施設関係にいたしまして、また、組織委員会の補助金にしても、競技技術の向上にいたしまして、日本の従来の予算からいへば飛躍的に向上しております。体育施設の整備については、体育館十七カ所、プール四十三カ所、補助率三分の一と出ておりますけれども、これでは不十分なんですね。それがさっき言ったような具体的にはあつた現象として現われてきています。従って、大臣としては、先ほど私提議を申し上げましたようなスポーツ振興法というよりなものが必要であるという認定には立っておられるわけですね。お答えいただけますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そうでございます。○矢嶋三義君 そこで、次に伺いたい点は、さっきの学校教育の問題と関係するんですが、それは、オリムピックが開かれた場合に、参加することに意義があるといつても、参加して負けばかりいいたのでは、国民の自信、プライドにも影響するであろう。主催国

となつて——国が主催するわけじゃない、オリムピック組織委員会が主体になつて開催するわけですが、日本は、ある程度の成績を上げなければならぬ。そのためには選手強化は切実だ。若干の予算が組まれておられるわけですか。選手強化にあつては相当若いときからこれを指導しなければならぬ。その幾つかの方法、その中に具体的な問題として、学校教育と非常に関係がある問題としては、中学生の県外対抗競技ですね。これは昭和二十三年の三月に文部省の次官通達が出て禁止され、その後ごく一部の人の対して特例が認められておられるわけですが、競技会では、たとえば水泳という種目は、どうしても中学時代から、対外的な規模においての競技に出場することが、その資質を伸ばすために必要だといふような科学的なデータをもち、その結論づけをおるようです。それで私はさきよりは、文部省側の見解だけを聞いておきたいと思つて、この禁止事項を緩和されるようなお考えを持っておられるのかどうか。その緩和をする場合にフルに、どの種目についても、たとえば野球もありまして、一つ例をあげましたが、日本の特技でもあるたとえば水泳、そういう限定した種目について、ある程度県外への競技参加を緩和しよう、学校教育を乱さない範囲において、そうしてしかも選手強化に役立つ方法を考へよう、こういう見解に立っておられるのか、文部省側の見解を承つておきたい。

文部大臣にお答え願います。○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私はせっかく東京で国際オリムピック大会が開催されます限り、できることならば、十八種目全部メダルを一つちょうだいしたいくらい心意氣を国民は感じ始めておると思つて、そういう気持ちで選手強化費等もわずかではございませんが、従来よりはオリムピックに備えてという考へ方のもとに、予算案に計上して御審議を願つておるような次第でございます。しかしながら、義務教育課程の、ことに実際は中学でございますが、中学の生徒たちが県外競技に出場するということは、高等学校の場合よりも、もっと厳密に教育本位に考へられるべきことでは当然でございます。心意氣は心意氣としましても、教育目的との矛盾撞着ないやうに、教育目的の第一義に考え、いわば選手強化の目的と、教育目的が矛盾なく両立し得る限度であるならば、今までの次官通達でそれが非常に禁止的なことになつておるとするならば、種目によってはある程度の緩和を臨時的にでも考へてしかるべきじゃないか、氣持としてはさういふふうに思つておりますが、しかし、相当厳密に、科学的にと申しますか、合理的に検討を加える必要もございまして、スポーツ界の専門家等とも十分その辺を、二つの目的が背反しないやうに、ことに教育目的が阻害されるやうなことのないうかといふことを種目的にも、タイミングとしても十分検討を加えた上でそのことにしよ、事務当局には今までのさういふことを私伝えておるやうな段階でございます。

○矢嶋三義君 時間が参りましたから、最後に一問して終わります。ただいま文部大臣から答弁がありましたが、その問題について体育行政の所管局としては、どういふ見解を持っているかというのを伺うのと、いろいろ伺いたいた点がありますが、時間が参りましたから、お約束ですから最後の一回だけで打ち切るわけですが、それは文部大臣に伺いたい点ですが、それは、物事はスタートが大事でして、大体日本人というのはなわ張り根性が強いわけですが、これは小さい島に海にこぼれ落ちるほどにたくさん人間が住んでいて、こういうところから、こういう国民性というものが出てきて参つていふところですが、今度オリムピックを開くにあつても、いろいろの機關等になわ張り根性を起こしたり、それから連絡、調整が十分にいかぬといふことになりまして、予算は少ない、日本のスポーツのレベルがまだ一流國に比べて低いといふような点とあわせると、至難な問題が出てくると思つて、従つてさういふ点には、スタートにおいて十分關係者で善処しなければならぬと思つて、その主役をとるところは、何といつても組織委員会だと思つて、それだけでも、しかし、文部省としても所管する面があるわけですから、発言権もあるわけですから、さういふ点については配慮なさるべきだと思つて、さういふ御見解を持っておられるのかといふこと、文部省に、ささやかなこれを所管する人員を確保されているわけですか。昨年度三人、今度六人ですか。九人になるわけですが、十二月の国会では、文

部大臣は行管長官と並んで、当委員会
で私にオリピック課を設ける必要が
あると、行管長官とお並びで私に公約
された。速記録に残っており、九人の
定員を確保されたけれども、オリ
ピック課という形としては整わなかつ
たけれども、来会計年度は、三十七年
度ですか、三十七年の会計年度からや
ろうというお考えなのか、それとも秋
の適当な時期から考えるとして、当
面定数だけ確保しておいて、文部省の
行政機構としては第三・四半期ごろか
らやろうというお考えなのか。昨年十
二月の速記録が残っているだけに、あ
えて伺います。それだけ何
て質問させていただきます。

まず、先ほどの関連でありますか
ら、体育局長から答弁を……。

○政府委員(杉江清君) 生徒の対外競
技につきましては、大臣の申されたこ
とを私もその方針でいくことが正しい
と考え、その方針によって今後考
えたいと思います。具体的なことにつ
きましては、これは競技団体その他
広く学識経験者の意見を聞きまして、
その御答申に基づいて具体的な措置を
講じたいと考えております。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 文部省に
オリピック課を設けろということ
は、矢嶋さんの初め、すいぶんたくさ
んの方からハッパをかけられて、
概算要求で大きい張り切っておられ
たけれども、負けまして、予算はつ
いておりません。おりませんが、それは
弁解してみても入りますけれども、
国際オリピックというのは今度幸
いにして東京で、日本で行なわれま
すけれども、何を申しまして国際オリ

ピックということでありまして、倫理
的な気持が先に立つわけでございま
し、一般のスポーツ、それから特に恒
常的な組織として文部省内に国際オリ
ピックを具体的に意図したような課
を作るかどうか、再考してみればそ
れほど血道を上げてがんばらぬとい
いんじゃないかと、まあ思ったわけで
ございまして、むしろ結果論が半ばご
さいますけれども、オリピック準備室
とでも名づけてやられた方がやり方
によってはかえって気分的にも能率的
にも実効を上げ得るのじゃないかと
いうことも考え合わせまして、そ
ういう線で善処したいものだと思
ひます。

○矢嶋三義君 あえてもう一べん何
なればならぬのですが、心境の変化
を来たされたのか、来たされないのか
というところがポイントになるわけ
です。十二月の答弁では、準備室があ
るけれども、それでは不十分だからオリ
ピック課は設けると、オリピック
が済んだらやめたいというわけでは
ね。そういうお二人の御答弁だった
わけですよ。それでそれと予算編成の
ときは病院課も必要だ、それから近
藤さんにもいっしやるから、やはり婦
人課をぜひ設けなければならぬとい
うことで、病院課と婦人課を何してオリ
ピック課は秋ごろからでもとお考えに
なっておられたのではないかと私は推
察してさっき伺ったわけですが、今
の答弁だと十二月にあんなのお考えに
なったのと、かなり違つた答弁なん
ですね。あの当時と心境の変化を来
されたのか。オリピック課は約束通り
設けるつもりだったけれども、病院課
と婦人課の方が優先に出てきたので、一

応妥協してオリピック課は必要だが
その設置を次に持ち越した。本年の第
四・四半期か、あるいは三十七年の会
計年度の当初か、そういうふうにお考
えになられたのか、もうやめようとい
うふうに心境の変化を来たされたの
か、その辺明確でないので重ねてお答
え願います。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 結論が妥
協によって出たわけではございま
す。それと同時に、半分くらいが心境
の変化を来たしたと率直に申し上げ
てございまして、さき申し上
げたような意味合いにおいて予算査定
権を持った側の言うことにもある程度
意味がありそうにも思いました。それ
で妥協したわけではございまして、半
分ばかり妥協して、今申し上げたよう
な準備室ということで課を設けたより
上の効果を上げる方法はないものかと
ございまして。さらに三十七年度予算が問
題となりましてから再検討を加えたい
と思ひます。

○委員長(平林剛君) 本日の調査はこ
の程度にとどめ、これにて散会いたし
ます。
午後零時三十分散会
三月三日本委員会に左の案件を付託さ
れた。
一、建国記念日制定に関する請願
(第六一〇号)
一、建国記念の日制定に関する請願
(第六二二号)(第六六三三三)(第六
七四四)(第六八六六)(第六八七
七)(第六八八八)
一、理工系専科大学実現推進に関する

る請願(第六二二号)(第六二二
号)(第六四二二号)
一、宗教法人立幼稚園の取扱ひ等に
関する請願(第六二三三)(第六四
五五)
一、公立高等学校の設置、適正配置
及び教職員定数の標準等に関する
法律制定に関する請願(第六三四
五)(第六六一号)
一、東京都公立小・中学校のすし詰
学級解消等に関する請願(第六三
五五)
一、体育指導委員制度の法制化等に
関する請願(第六六〇号)
一、文部省図書館職員養成所の東京
大学移管等に関する請願(第六六
二二)
一、紀元節復活に関する請願(第六
六四四)

第六一〇号 昭和三十六年二月十七
日受理
紹介議員 下村 定君
現行の国民の祝日に建国を記念する祝
日が欠けていることはまことに遺憾で
ある。独立回復以来、人心の安定と
ともに建国記念の日制定を希望する声は
急激に高まつており、この純正な国民
感情に当然尊重するべきものと思ふ。
祖国の歴史と伝統を回顧し、国家興隆
の前途に思いを寄せるこの国民的世論
を明察の上ぜひとも建国記念の日(二
月十一日)を法制化せられたいとの請
願。
請願者 福島県双葉郡双葉町双
葉町郷友会内 佐々木
孟久
第六二二号 昭和三十六年二月十七
日受理
紹介議員 青木 一男君
現行の国民の祝日に建国を記念する祝
日が欠けていることはまことに遺憾で
ある。独立回復以来、人心の安定と
ともに建国記念の日制定を希望する声は
急激に高まつており、この純正な国民
感情に当然尊重するべきものと思ふ。
祖国の歴史と伝統を回顧し、国家興隆
の前途に思いを寄せるこの国民的世論
を明察の上ぜひとも建国記念の日を法
制化せられたいとの請願。
請願者 東京都世田谷区粕谷町
八 小笠原春夫

第六六三三 昭和三十六年二月二十
日受理
紹介議員 黒川 武雄君
この請願の趣旨は、第六一〇号と同じ
である。
第六七四四 昭和三十六年二月二十
日受理
紹介議員 秋山俊一郎君
この請願の趣旨は、第六一〇号と同じ
である。
第六八六六 昭和三十六年二月二十
日受理
紹介議員 長崎県佐世保市若葉町
一三六 柳田益夫外四
十一名
建国記念の日制定に関する請願

請願者 岡山県倉敷市連島町
岡部武男外一名

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

第六八七号 昭和三十六年二月二十
二日受理

建国記念の日制定に関する請願

請願者 愛知県豊橋市関屋町一
一ノ三 大竹毅

紹介議員 杉浦 武雄君
この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

第六八八号 昭和三十六年二月二十
二日受理

建国記念の日制定に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡高根沢町
亀梨 古口五郎平

紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

第六二二号 昭和三十六年二月十七
日受理

理工系専科大学実現推進に関する請願

請願者 大阪市旭区大宮北ノ町
一丁目大阪工業大学理
事長 田上憲一

紹介議員 赤岡 文三君

わが国経済の高度成長と科学技術の振興に伴い、工業企業界は生産、企画、建設の面を担当する技術者の底に苦悩しており、特に緊急を要するものは、中堅技術者の需求であつて旧制工業専門学校の能力を有するものを渴望している現状であるから、すみやかに理工系専科大学の実現を推進せられたいとの請願。

第六二二号 昭和三十六年二月十七
日受理

理工系専科大学実現推進に関する請願

請願者 大阪市旭区森小路町六
ノ九一 西井貞市

紹介議員 大川 光三君
この請願の趣旨は、第六二一号と同じである。

第六四二号 昭和三十六年二月十八
日受理

理工系専科大学実現推進に関する請願

請願者 大阪市西区九条通り四
ノ三六六 吉田誠外一
名

紹介議員 村尾 重雄君
この請願の趣旨は、第六二一号と同じである。

第六三三号 昭和三十六年二月十七
日受理

宗教法人立幼稚園の取扱い等に関する請願(十通)

請願者 東京都中野区江古田二
ノ一九やまと幼稚園内
海老沢宣道外三十二
名

紹介議員 村山 道雄君

全国二千余施設の宗教法人立幼稚園は、宗教法人法第六條「宗教法人は、公益事業を行うことができる」の条文により、それぞれの宗教教団の認定と各都道府県の許可を得て学校教育の一環としての責務はもち論のこと、一般社会人の要望に答えて、宗教教育に重点を置き、幼稚園教育実施に全力を傾注している。明治以来各宗教教団が幼児保育に献身的活動を続けてきたが、特に近代における宗教法人立の幼稚園は、施設不動産共に個人的存在ではな

く、しかも文部省令の指示により教育要領の実践に努力し、又その施設の充実を図り、或いは職員構成に遺憾なきを期しつつ幼稚園教育に宗教的特色を発揮しており、学校法人立の幼稚園とやらんらそんしよくがないのであるから、宗教法人(神、仏、基)の公認幼稚園に対し学校法人幼稚園同様の資格と権利を認容せられると共に、元宗教法人立にして既に学校法人転換の幼稚園がやむを得ず解散の場合その残余財産を元の宗教法人に返れいするの立法措置を講ぜられたいとの請願。

第六四五号 昭和三十六年二月二十
日受理

宗教法人立幼稚園の取扱い等に関する請願(三通)

請願者 愛知県知多郡大府町森
岡字源四ノ一四 大府
みぎわ幼稚園内 松田
一路外七名

紹介議員 大谷 榮潤君

この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第六三四号 昭和三十六年二月十七
日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律制定に関する請願

請願者 熊本市大江町本村ノ上
八九三 中村昌信外六
名

紹介議員 矢嶋 三義君

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案が近く提案される模様であるが、本案の内容は、請願者等の従来の要望からすれば必ずしも十分なものではないといえ、昭和三十八年度からの高等学校生徒の急増と新教育課程の実施をひかえ、多数の教職員の確保を要する現段階においては、この法律の制定は緊急事であると思われるから、ぜひとも国会においてこれが成立を図られたい。なお、この法律の実施にあつては、いかなる場合においても従来の実績を下回ることのないよう配慮せられたいとの請願。

第六六一号 昭和三十六年二月二十
日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律制定に関する請願

請願者 長崎市八百屋町三六教
育会館内教職員組合内
松尾康夫

紹介議員 矢嶋 三義君

このたび関係方面の年来的懸案であつた高校教職員の定数基準の法制化が推進されるに至つたことは感謝にたえないが、この法案の内容は職場の現状からみて十分であり、きわめて看過し難い問題点もあると考えられるから、この法案の取扱いを含めて、後期中等教育である高校教育振興のため、(一)公立高等学校の大幅新設、施設設備の更新並びに助成のための立法措置を講ずること、(二)高等学校の教育水準の維持向上に資するため、高等学校におけるすし詰学級を解消し、教職員定数を確保するための立法措置を講ずること、(三)高校単位費用の大幅引上げを促進すること等の実現を期せられたいとの請願。

第六三五号 昭和三十六年二月十七
日受理

東京都公立小・中学校のすし詰学級解消等に関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺
二、七二〇 柳沢堯外
百八十五名

紹介議員 千葉千代世君

東京都の小・中学校のすし詰学級と三年後に予想される深刻な入学難を解決するため、(一)義務教育の学級定数五十名をすみやかに実現し、さらに理想定数に引き上げるよう努力せられたい。同時に、義務教育の充実のため、特別教室の増設確保を実現すること、なお、東京都への転入者の多い事情にかんがみ「義務教育費国庫負担法」第二條但書にもとづく政令を廃止して、二分の一国庫負担を実現せられたいこと、(二)学校建設費について国が低金利貸付けを行ない、その用地についても国有地を優先して払下げること、(三)東京都の義務教育職員の人員費は本来は国と地方の折半となつてゐるが、東京都では特例があつて、国の分担は三分の一ぐらゐにしか当つておらず、そのため都の教育費が圧迫されてゐるから、他府県なみの折半とせられたいこと、(四)昭和三十八年度を頂点とする高校進学者急増の非常事態に對して特別措置をとられたいこと等について特別の対策を講ぜられたいとの請願。

第六六〇号 昭和三十六年二月二十
日受理

体育指導委員制度の法制化等に関する請願

請願者 熊本県水俣市水俣市役

所内水俣市教育委員会
事務局内 白職義輝外
百十二名

紹介議員 森中 守義君

オリンピック東京大会を目前にひかえ、国民特に青少年の健康、体力の増強のため体育、スポーツ、レクリエーションの振興を図ることが刻下の緊要事であるから、(一)体育指導委員制度の法制化とその充実、(二)国民体育施設の整備充実、(三)スポーツ教室の制度化と国庫補助の新規大幅計上、(四)体育団体に對する補助の増額、(五)オリンピック東京大会の完全実施、(六)体育振興法の制定促進、(七)国立体育研究所の設置、(八)学校体育施設の整備と一般開放の促進等の実現を期せられたいとの請願。

第六六二号 昭和三十六年二月二十日受理

文部省図書館職員養成所の東京大学移管等に関する請願

請願者 東京都目黒区中目黒四ノ一、四六八 秋岡悟郎外二百七十一名

紹介議員 近藤 鶴代君

文部省図書館職員養成所は、大正十年創設以来四十年文部省が管理したわが国唯一の図書館教育の機関であるが、その間各種の専門養成機関がそれぞれ大学に昇校したにもかかわらず養成所は旧態依然なる現状であり、先年来図書館法の趣旨にかんがみ、すみやかに文部省図書館職員養成所を大学基準による大学への昇格について要望してきたにもかかわらずいまだにその実現を

みないことは遺憾にたえない。このような状態では依然として現状からの昇格は至難と考えられるから、実現をはかる方法として早急に東京大学図書館学講座と合併、図書館学科を設けられ時運に適した図書館教育が行なわれるよう善処せられたいとの請願。

第六六四号 昭和三十六年二月二十日受理

紀元節復活に関する請願

請願者 新潟県高田市南城町二丁目紀元節復活期成同盟内 篠原誠一郎

紹介議員 小柳 牧衛君

わが国の誕生日である二月十一日の紀元節をすみやかに復活せられたいとの請願。

二月七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、教育職員免許法等の一部を改正する法律案

教育職員免許法等の一部を改正する法律案

教育職員免許法等の一部を改正する法律案

教育職員免許法等の一部を改正する法律案

教育職員免許法等の一部を改正する法律案

教育職員免許法等の一部を改正する法律案

教育職員免許法等の一部を改正する法律案

教育職員免許法等の一部を改正する法律案

教育職員免許法等の一部を改正する法律案

に「技術」を加え、同項第二号中「図画、工作」を「美術、工芸」に改める。
第五條第一項第四号中「禁」を「禁錮」に改める。
第十八条中「附屬島」を「これらに附屬する島」に改める。
附則第三項中「図画工作」を「美術」に改める。
附則第九項を附則第十項とし、附則第四項から附則第八項までを一項ずつ繰り下げ、附則第三項の

次に次の一項を加える。
4 農業、工業、商業若しくは水産又は農業実習、工業実習、商業実習若しくは水産実習の教科について高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三條第一項及び第二項の規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科の教授又は実習を担当する中学校の教諭又は講師となることのできる。

附則に次の三項を加える。
11 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる高等学校教諭二級普通免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六條第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	基礎資格	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、高等学校において第一欄に掲げる実習を担当する教諭の職務を助ける職員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、高等学校において第一欄に掲げる実習を担当する教諭の職務を助ける職員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること
受けるようとする免許状の種類	基礎資格	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、高等学校において第一欄に掲げる実習を担当する教諭の職務を助ける職員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、高等学校において第一欄に掲げる実習を担当する教諭の職務を助ける職員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること
イ 大学に二年以上在学し、第一欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻し、六十二単位(内二単位は、体育とすること)以上を修得すること又は文部大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。	基礎資格	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、高等学校において第一欄に掲げる実習を担当する教諭の職務を助ける職員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、高等学校において第一欄に掲げる実習を担当する教諭の職務を助ける職員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること
ロ 高等学校において第一欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を修めて卒業すること又は文部大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。	基礎資格	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、高等学校において第一欄に掲げる実習を担当する教諭の職務を助ける職員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、高等学校において第一欄に掲げる実習を担当する教諭の職務を助ける職員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること
ハ 九年以上第一欄に掲げる実習に関する実地の経験を有すること。	基礎資格	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、高等学校において第一欄に掲げる実習を担当する教諭の職務を助ける職員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、高等学校において第一欄に掲げる実習を担当する教諭の職務を助ける職員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること
三	六	一〇	一〇

備考

一 第五條第一項別表第一備考

第一号並びに第六條第二項別表第三備考第一号及び第三号

の規定は、この表の場合について準用する。

二 第三欄に掲げる「高等学校

において第一欄に掲げる実習を担当する教諭の職務を助ける職員」とは、高等学校において第一欄に掲げる実習を担当する助教諭及び高等学校において第一欄に掲げる実習を担当する教諭の職務を助ける

実習助手(文部省令で定めるものに限り)をいい、実習助手について証明をすべき所轄庁は、文部省令で定める。

三 九年以上第一欄に掲げる実習に関する実地の経験を有する者のうち、その者の小学

校から最終学校を卒業し、又は修了するに至るまでの学校における修業の年数が通算して九年に不足するものについては、ハの項中「九年以上」とあるのは、「九年に不足する年数に二を乗じて得た年数を九年に加えた年数以上」と読み替えるものとする。

12 前項の表ハの項に掲げる基礎資格を有する者に、前項の規定による教育職員検定により、同表第一欄に掲げる高等学校教諭二級普通免許状を授与する場合については、第五条第一項第二号の規定は、適用しない。同項の規定による教育職員検定により当該二級普通免許状の授与を受けた者に、当該免許状に係る教科の高等学校教諭一級普通免許状を授与する場合についても、同様とする。

13 第五条第一項別表第一の規定により工業の教科について高等学校教諭免許状の授与を受ける場合は、同表の高等学校教諭の免許状の項に掲げる教職に関する専門科目についての単位数の全部又は一部の数の修得は、当分の間、同表の規定にかかわらず、それぞれ当該免許状に係る教科に関する専門科目についての同数の単位の修得をもつて、これに替えることができる。

別表第一の備考第三号中「理科」の下に「技術」を加え、「図画工作」を「美術」に、「図画工作」を「美術、工芸」に改め、同表の備考第四号中「図画工作」を「美術」に、「音楽、

図画、工作」を「数学、理科、音楽、美術、工芸」に改める。

別表第三の所要資格の項第三欄中「学校の教員」の下に「二級普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては、これらに相当する言学校、専門学校及び養護学校の各部の教員を含む。」を加える。

別表第六の備考に次の一号を加える。

三 第三欄に掲げる養護教諭又は養護助教諭には、当分の間、学校において児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員で文部省令で定めるものを含むものとし、その者について証明をすべき所轄庁は、文部省令で定める。

(教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

附則中「ろ、学校」を「養学校」に、「但書」を「ただし書」に改める。

附則第五項の表の備考第一号中「新法附則第五項を「新法附則第六項」に改め、同表の備考に次の一号を加える。

七 所要資格の項第三欄に掲げる教員(養護教諭二級普通免許状に係る者に限る。)には、学校において児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員で文部省令で定めるものを含むものとし、その者について証明をすべき所轄庁は、文

部省令で定める。

附則第十八項中「新法附則第八項」を「新法附則第九項」に、「且つ」を「かつ」に改める。

附則第十九項中「新法附則第八項」を「新法附則第九項」に改める。

附則第二十四項中「各部の教諭」の下に「講師を含む。」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中教育職員免許法第四条第五項第一号の改正規定、同法附則第三項の改正規定、同法附則第三項の次に一項を加える改正規定、同法別表第一の備考第三号及び第四号の改正規定(中学校教諭免許状に係る教科の改正に関する部分に限る。)並びに附則第二項、附則第四項、附則第六項及び附則第七項の規定(以下「中学校教諭免許状に係る教科の改正等に関する規定」という。)は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 中学校教諭免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、現にこの法律による改正前の教育職員免許法(以下「旧法」という。)若しくは教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号。以下「施行法」という。)の規定により旧法に規定する図画工作の教科について中学校の教員の免許状の授与を受けている者又は施行法の規定により旧法に規定する図画工作の教科について中学校の教員の免許状の交付を受けている者

は、中学校教諭免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の日において、それぞれその有する免許状の種類に応じ、この法律による改正後の教育職員免許法(以下「新法」という。)若しくは施行法の規定により新法に規定する美術の教科について中学校の教員の免許状の授与を受けた者又は施行法の規定により新法に規定する美術の教科について中学校の教員の免許状の交付を受けた者とみなし、そ

は、中学校教諭免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の日において、それぞれその有する免許状の種類に応じ、この法律による改正後の教育職員免許法(以下「新法」という。)若しくは施行法の規定により新法に規定する美術の教科について中学校の教員の免許状の授与を受けた者又は施行法の規定により新法に規定する美術の教科について中学校の教員の免許状の交付を受けた者とみなし、そ

の者が現に授与又は交付を受けている旧法に規定する図画又は工作の教科についての高等学校の教員の免許状は、それぞれその免許状の種類に応じ、新法に規定する美術又は工芸の教科についての高等学校の教員の免許状とみなす。

4 中学校教諭免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百五十八号。以下「改正法」という。)附則第二項又は附則第三項の規定により中学校の教諭(講師を含む。)以下この項、次項及び附則第七項において同じ。)の職にあることができる者で、現に旧法に規定する図画工作の教科の教授を担任しているものは、新法に規定する美術の教科の教授を担任することができ

るものとする。

5 この法律の施行の際、改正法附則第二項若しくは附則第四項の規定により高等学校の教諭の職にあることができる者で、現に旧法に規定する図画又は工作の教科の教授を担任しているものは、それぞれ、新法に規定する美術又は工芸の教科の教授を担任することができるものとする。

6 中学校教諭免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、現に旧法若しくは施行法の規定により旧法に規定する図画工作若しくは職業の教科について中学校教諭免許状の授与を受けている者又は施行法の規定により新法に規定する美術若しくは工芸の教科について高等学校の教員の免許状の交付を受けた者とみなし、そ

の者が現に授与又は交付を受けている旧法に規定する図画又は工作の教科についての高等学校の教員の免許状は、それぞれその免許状の種類に応じ、新法に規定する美術又は工芸の教科についての高等学校の教員の免許状とみなす。

4 中学校教諭免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百五十八号。以下「改正法」という。)附則第二項又は附則第三項の規定により中学校の教諭(講師を含む。)以下この項、次項及び附則第七項において同じ。)の職にあることができる者で、現に旧法に規定する図画工作の教科の教授を担任しているものは、新法に規定する美術の教科の教授を担任することができ

5 この法律の施行の際、改正法附則第二項若しくは附則第四項の規定により高等学校の教諭の職にあることができる者で、現に旧法に規定する図画又は工作の教科の教授を担任しているものは、それぞれ、新法に規定する美術又は工芸の教科の教授を担任することができるものとする。

6 中学校教諭免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、現に旧法若しくは施行法の規定により旧法に規定する図画工作若しくは職業の教科について中学校教諭免許状の授与を受けている者又は施行法の規定により新法に規定する美術若しくは工芸の教科について高等学校の教員の免許状の交付を受けた者とみなし、そ

を受けている者で、中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の日までの間において文部省令で定める技術の教科に関する講習を修了したものは、新法第五条第一項本文の規定にかかわらず、同法に規定する技術の教科についての中学校教諭二級普通免許状を授与することができる。

7 中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、改正法附則第二項又は附則第三項の規定により中学校の教諭の職にあることができる者で、現に旧法に規定する図画工作又は職業の教科の教授を担任しているものうち、中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の日までの間において文部省令で定める技術の教科に関する講習を修了したものは、新法に規定する技術の教科の教授を担任することができるものとする。

昭和三十六年三月十三日印刷

昭和三十六年三月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局